

【新旧対照表】業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則

(下線部分改正箇所)

旧	新
第1条～第12条 (略) (広告の取扱い) 第13条 協会員が行う広告は、協会員にとって重要な営業活動である反面、当該広告により提供される情報は、資金需要者等による貸金業者及び商品の選択に与える影響が大きいことにかんがみ、広告媒体ごとの掲出時における留意事項等に留意し、広告に関して適正な業務運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図ることができるよう、自主規制基本規則第2章第7節を踏まえた社内態勢の整備に努めなければならない。 2 協会員は、以下の項目について具体的な内容を記載した社内規則等を定めるものとする。 (1) 誇大広告の禁止等に係る遵守事項 (2) 個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿する際の自主規制基本規則に基づく各媒体における遵守事項 (3) 企業広告として屋上広告看板等を掲出する際の遵守事項 (4) 適切な広告に係る社内規則等の担当役職員に対する周知徹底方法 (5) 適切な広告が行われているかどうかの検証方法	第1条～第12条 (同左) (広告の取扱い) 第13条 協会員が行う広告は、協会員にとって重要な営業活動である反面、当該広告により提供される情報は、資金需要者等による貸金業者及び商品の選択に与える影響が大きいことにかんがみ、広告媒体ごとの掲出時における留意事項等に留意し、広告に関して適正な業務運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図ることができるよう、自主規制基本規則第2章第7節及び「 <u>貸金業者の広告に関する細則</u> 」を踏まえた社内態勢の整備に努めなければならない。 2 協会員は、以下の項目について具体的な内容を記載した社内規則等を定めるものとする。 (1) 誇大広告の禁止等に係る遵守事項 (2) 個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿する際の自主規制基本規則及び「 <u>貸金業者の広告に関する細則</u> 」に基づく各媒体における遵守事項 (3) 企業広告として屋上広告看板等を掲出する際の遵守事項 (4) 適切な広告に係る社内規則等の担当役職員に対する周知徹底方法 (5) 適切な広告が行われているかどうかの検証方法
第14条～第20条 (略) 附 則 (平成19.12.19)～(令4.5.20) (略) (新設)	第14条～第20条 (同左) 附 則 (平成19.12.19)～(令4.5.20) (同左) <u>附 則 (令5.10.31)</u> <u>この改正は、令和5年10月31日から施行する。</u> <u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u> <u>第13条を改正</u>